

令和4年度

紀の川市健全化判断比率及び
資金不足比率等審査意見書

紀の川市監査委員

5 紀 監 査 発 第 143003 号
令 和 5 年 8 月 2 1 日

紀の川市長 岸本 健 様

紀の川市監査委員 箕輪 光 芳

紀の川市監査委員 面川 泰 弘

令和4年度紀の川市健全化判断比率及び資金不足比率等の
審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定に基づき、審査に付された令和4年度紀の川市健全化判断比率及び資金不足比率等について審査を行った結果、次のとおり意見を提出する。

令和4年度健全化判断比率審査意見

1 審査の対象

健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和5年7月26日から令和5年8月18日まで

3 審査の方法

市長から提出された令和4年度決算に基づき算定した健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係課が所管する書類と照合点検し、内容を検討するとともに健全化判断比率の算定過程に誤りがないかなどについて審査を行った。

4 審査の結果

審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
令和4年度決算に基づく健全化判断比率	-	-	4.2	-
令和3年度決算に基づく健全化判断比率	-	-	5.0	-
早期健全化基準 (令和4年度)	12.60	17.60	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	-

(注) 表内の「-」は比率がマイナスとなっていることを示す。

5 審査意見

①実質赤字比率・連結実質赤字比率について

実質赤字及び連結実質赤字が生じておらず、良好と認められる。

②実質公債費比率について

借入額以上に償還が進んだことにより、前年度より0.8ポイント減となっており、早期健全化基準を下回っているため良好と認められる。

③将来負担比率について

地方債現在高の減少により将来負担比率が算定されておらず、良好と認められる。

令和4年度資金不足比率審査意見

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和5年7月26日から令和5年8月18日まで

3 審査の方法

市長から提出された令和4年度決算に基づき算定した資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係課が所管する書類と照合点検し、内容を検討するとともに資金不足比率の算定過程に誤りがないかなどについて審査を行った。

4 審査の結果

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(単位：%)

会 計 名	資金不足比率		令和4年度 経営健全化基準
	令和4年度	令和3年度	
水道事業会計	-	-	(20.0)
工業用水道事業会計	-	-	(20.0)
下水道事業会計	-	-	(20.0)

(注) 資金不足がないため「-」を記載しています。

5 審査意見

いずれの会計においても資金不足額が生じておらず、財政状況は良好な状態にあると認められる。